

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>総務局</p>	<p>(26年度)</p>
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p>(3) 指定管理者による公の施設の管理運営状況に係る評価について</p> <p>【指摘 19】 (評価基準と実際評価のかい離について) 5段階評価や総合評価において、その評価とコメントの内容からすると、少なくとも1ランク高い評価になっている傾向があると認められる。評価が適正なのか、コメントが適正なのかという判断はあるが、細かな記述からはコメントが実態と判断せざるを得ない。評価基準に対応した評価と評論が重要である。</p> <p>【指摘 20】 (指定管理者の評価のための改善策について) 今回の包括外部監査において、指定管理者によって運営・管理が行われている6つの施設の現場視察を実施したが、これらの6つの施設の施設設置者の総合評価は、5施設が「S」評価の「特に優れている」との評価であり、1施設が「A」評価の「優れている」との評価であった。うち4施設については、条例や規則に違反しているケースもあることから、現在の「指定管理者モニタリングシート」でのチェックが形式的になっている恐れがあり、指定管理者への周知と、施設設置者の確認の徹底が必要である。また、チェック項目についても、チェック項目の見直しをすることにより、より一層の適正運営を目指す必要がある。</p>	<p>指定管理者による公の施設の管理運営状況に係る評価がよりの確に行われるよう、以下のとおり評価制度の見直しを行い、平成30年度事業評価より新評価制度の運用を開始した。</p> <p>①管理運営の評価方法の見直し 従前の評価制度では、管理運営の各項目の評価後に3つの集約段階での評価を経て最終的な総合評価としていたため、各項目の評価が総合評価に反映されにくい評価方法であったことから、新制度では、各項目を点数により評価し、その合計点の割合により総合評価を決定することによって、各項目の評価がより直接的に総合評価に反映される評価方法に改めた。</p> <p>②チェック項目の見直し 協定書・仕様書に記載されている法令・施設の設置条例、規則等が遵守されているか確認する項目を追加するとともに、指定管理業務における法令遵守の重要性を考慮して、当該項目に係る配点を傾斜配点とすることで、評価の比重をより大きいものとした。</p> <p>上記①、②のほか、加点評価方法を見直し、指定管理者制度の総括課への協議の導入や、加点理由を公表することにより、評価に透明性をもたせるようにした。</p> <p>これらの徹底を図るため、施設所管課向けの説明会を平成31年3月20日に開催し、新評価制度について周知したほか、施設所管課から指定管理者に対し、新評価制度の周知及び規則等の遵守に係る注意喚起を依頼した。</p>